

陸運と安全衛生

心と身体のSOS みんなで共有 健康職場

(陸災防「令和3年度 安全衛生標語」健康部門優秀作品)

2022

4

No.635



三瀧寺多宝塔 (写真提供：広島県)

トピックス

- ・令和4年度事業計画について
- ・第37回全国フォークリフト運転競技大会実施要綱を発表

 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

トピックス

5 令和4年度事業計画について

10 第37回全国フォークリフト運転競技大会実施要綱

安全

3 【わが社の災防活動】

現場ファースト精神でリスクヘッジを考える

株式会社中島運輸（埼玉県支部）

16 荷役作業安全ガイドライン講習会（荷主向け）アンケート結果

20 【連載】「労働災害防止活動推進への個別支援」による事業場の変化・対策

21 【連載】災害事例に学ぶ「労働安全衛生関係法令」

23 【災害事例とその対策】

事前の連絡調整と配送先でも連絡調整を徹底して労災防止に取り組もう！

24 労働災害発生状況（令和3年速報）

26 労働災害発生状況（令和4年速報）

健康

18 【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2022

仲間づくりは聞き上手に・中級編

ちょっとした驚き・問いかけ・つなぎナンバーバルも大事だよ

精神科医 夏目 誠

陸災防情報

9 「第5回陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」が開催される

9 第15回理事会開催

12 フォークリフト荷役技能検定のご案内

14 小企業無災害記録表彰制度の対象が拡大されました

14 小企業無災害記録証交付制度が創設されました

15 小企業無災害記録表彰事業場

15 安全管理士会議を開催しました

15 近畿ブロック担当の安全管理士のご紹介

22 「令和4年度 安全衛生標語」募集のご案内

28 第58回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in広島のご案内

関係行政機関・団体情報

15 【厚生労働省】全国労働衛生週間のスローガンの募集について

25 【厚生労働省】STOP!熱中症クールワークキャンペーンを実施します



令和3年度安全衛生表彰「優良賞」受賞事業場

現場ファースト精神でリスクヘッジを考える

株式会社 中島運輸（埼玉県支部）

はじめに

この度は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部様、埼玉県トラック協会様、並びに各荷主様、各協力会社様、地域の皆様、従業員等、多くの皆様の御支援、御協力により、「第57回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in熊本」の安全衛生表彰におきまして、「優良賞」を賜ることができました。誠に有り難うございます。

会社概要

弊社は、1980年に旧浦和市（現さいたま市）にて設立し、多くの方々から御指導・御鞭撻、時には叱咤・激励をいただきながら信頼を実績として積み上げ、大型車両・中型車両での食品関係、一般貨物の輸送・配送業務をはじめ、牽引車両での輸送・配達業務、その他様々な業務に対応できるまでの会社へと成長してまいりました。また、近年では代表者の世代交代も行い、新たな体制で「従業員の働きやすく過ごしやすい会社」「従業員の家族が笑顔で送り出してくれる会社」を念頭に皆で会社創りに励んでいるところです。



安全への取組

(1) 社内安全会議

弊社では、年に4回（1月・4月・7月・10月）、代表者、配車担当者、各部署の主任・責任者が集まり、主に1月は「前年の実績を踏まえ、本年の対策及び年間目標の設定」、4月は「新年度開始にあたり増加傾向にある不慣れな運転を行う一般車両や入学したばかりの子供たちへの配慮ある行動について」、7月は「夏休み等における交通量の増加を見越してのリスク共有と対策」、10月は「年末の繁忙期に対して、交通量の増加を見越してのリスク共有と対策」と季節毎に起こり得るリスクの啓蒙や再確認、注意喚起を行っています。

会議前には事前に現場より各配車担当、主

任、責任者が「現場で困っていること」を「改善案」と共に聞き取りを行っています。この「現場で困っていること」と「改善案」は「単なる現場からの愚痴」で終わらせない為に、必ずセットとして発言してもらうようにしています。

会議後は各配車担当者、各部署の主任・責任者から現場への落とし込みを行うと共に議事録の掲示による周知を行っています。

(2) お取引先様との会議・打合せ、商談

主たるお取引先様に対して請求書を持参し、その折に毎月1回は現場からの状況報告を踏まえた上で情報交換を行い、業務上でリスクが考えられる場合は放置せずに案を出しながら改善・対策を申し入れ、商談を行っています。また、荷主様だけではなく各協力会社様にも足を運ぶようにし、情報の共有を心掛けています。

(3) 安全スローガンの設定

1月の社内安全会議において「会社としての全体目標」を設定し、その後「各部署にて達成に向けての取組目標、行動指針」の設定をしてもらい、従業員控室に1年間掲示を行い、翌年の会議にて達成率や反省点の抽出をしています。

(4) 社内安全教育の実施

年1度、運転シミュレーター受講による結果を基に各従業員への運転特性によるリスクへの注意や指導を行っております。また、管理者の抜き打ちによる現場廻りを行い通常時に現場が「どのように」「どのような」対応を行っているかを確認するよう心掛けています。

(5) 交通労働災害防止活動

社内安全会議にて一般道路や荷受け、荷降ろし先におけるリスクの抽出、共有、注意喚起を行っておりますが残念ながら災害が起ってしまうこともあります。「起こってしまった」、「起こしてしまった」ことに関しては当事者からの聞き取りを行い、同様の災害が繰り返されないように必要があれば、運行管理者、各責任者及び担当者と一緒に運行経路の再検討や対策を行い、当事者の名前は当然伏せませんが、事故事例として公示をし、全体へ注意喚起を行うと共に、運行経路や業務上に問題点が見受けられたならば、荷主様へも改善案を

持っただけをお願いをしています。

(6) 荷役災害防止活動

・配車

弊社では、無理をしなければならない運行計画の配車指示は集中力の欠如に繋がりリスクが伴うと考え、また、「ワガママ」や「自己都合のみ」の仕事内容選びは認めませんが、嫌々行う業務や能力に合わないと思われる業務指示もリスクが大きいと考え、行わせないように努めています。

・作業着

荷物の積卸し作業中の作業性を考慮し、従来よく目にするポロシャツやブルゾン、防寒着は「生地が硬い」、「動きづらい」、「かさばる」との意見があったので、それらの他に希望者にはプロスポーツ業界で公式ユニフォーム等でも採用されているメーカー（UPSET）のドライフィットシャツ、ウィンドブレーカーを部署ごとにデザインしてもらい、支給を行っています。

(7) その他



・コミュニケーション

業務終了点呼時に現場の状況確認・報告を受けるだけでなく、「体調について」「現在抱えている不安等」の聞き取りを行えるように運行管理者はじめ、配車担当者へコミュニケーションを取るよう指導しています。

・車両メンテナンス

車両のトラブルを避ける為に自社でメンテナンス工場を設け、国家資格を保有する従業員を雇用し、日常のメンテナンスやタイヤ交換、定期点検を行っており、緊急時にも対応できる体制を整え、従業員の車両トラブルに対する不安の軽減に繋がるよう努めています（写真）。

過重労働への対策

(1) 弊社では先述させていただきましたとおり、「無理をしなければならない運行計画」では配車指示をしないように努め、個々の能力を見定めたいうでの指示を行うようにしております。また、大きな危険が伴うような内容が見受けられる依頼は、どのような



写真 メンテナンス工場及びメンテナンス作業
荷主様からの要望があっても、御断りさせていただいています。

(2) 現在多くの会社様が若手従業員不足に頭を抱え、高齢化も進んでしまっていると思います。弊社でも例外ではなく高齢化となってきたのが現状です。御高齢になった方を若い頃と同様の内容で業務させてしまうのも過重労働に繋がると考え、弊社では数年前から基本的に軽作業で労働時間が短い内容の業務を取り入れるようにし、本人の要望を聞きながら切り替えを行い、少しでも長く勤めていただけるよう環境整備を行っています。

結びに

現在も新型コロナウイルス感染症は終息も見えず、先が不安な世の中が続いています。不要不急の外出を控えなければならない中で運送業界の社会的な役割と責任が強まっているように感じます。この度いただきました優良賞は、これら役割と責任に対しても再度考えるキッカケとなり、また安全に対する意識を再認識させていただきものとなりました。これからも気を緩めることなく、御指導・御鞭撻をいただきながら成長していけたらと思います。

最後になりますが、一日でも早く経済が平常化となり皆様にとって、より良い日常が訪れますことを心より祈念申し上げます。

有り難うございました。

【陸災防の事業計画】

令和4年度事業計画について

陸災防では、陸運業を取り巻く状況、厚生労働省の施策、陸運業の労働災害の状況等を踏まえ、令和4年度の事業運営の基本となる事業計画(案)を策定しました。陸災防は本部・支部（分会）一体となって、労働災害防止活動の先頭に立ち、安全講習会の開催や個別指導をはじめとする諸活動を積極的に展開することにより、その活動の効果等のメリットを会員が享受できるよう、会員サービスの充実を図り、組織の基盤を強化してまいります。

各会員企業・会員事業場におかれましては、陸上貨物運送事業労働災害防止規程を遵守するとともに、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させ、自主的な安全衛生活動を継続的、効果的に行っていただきますようお願いいたします。

事業計画(案)の要点は以下のとおりです。青字は新規または昨年度より一部変更の取組です。

事業運営の基本

「陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）」最終年度の目標達成に向けた事業運営に当たっては、労働災害の動向等陸運業を取り巻く情勢を念頭に置きつつ、①労働災害の多くを占めている荷役労働災害の防止を最重点課題として、荷役ガイドラインの周知徹底や荷主等における荷役災害防止活動推進への支援に取り組むとともに、②死亡災害の半数を占める交通労働災害防止に向け、交通ガイドラインの周知徹底等を推進することとし、③長時間労働による過労死等の予防、メンタルヘルス対策等の健康確保対策を推進することを重点課題として、本部・支部一体となって、総力を挙げて取り組む。

各企業・事業場においては、陸運災防規程を遵守するとともに、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させ、自主的な安全衛生活動を継続的、効果的に行っていくことが何より重要である。このため、引き続き、レベルアップ支援事業場等の周知・普及に取り組むとともに、RIKMS（陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン）と運輸安全マネジメントの一体化による効果的な運用を支援し、リスクアセスメント、危険予知（KYT）等の取組への指導に努める。

事業を進めるに当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を的確に踏まえ、必要な対策を講じるとともに、オンラインの活用による指導・援助、環境の整備等、効率的、効果的な事業運営に努めるものとする。

による指導・援助、環境の整備等、効率的、効果的な事業運営に努めるものとする。

1 荷役運搬作業の安全の確保

死傷災害の多くを占める荷役関係災害の防止対策が重要。特に荷主等への支援強化を図る。

墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、飛来・落下災害等「荷役作業5大災害」の防止の徹底を図る

(1) 荷主等における荷役災害防止活動推進への支援

- ・ 「ロールボックスパレット及びテールリフター等による荷役作業安全講習会」の実施（写真1）



写真1 ロールボックスパレット等安全作業講習会

- ・ 荷主等との協議会を活用した連携強化（写真2）
- ・ 荷役労働災害防止対策コンサルティングの実施

荷台等からの墜落転落、ロールボックス



写真2 荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会

スパレット、テールゲートリフター等の災害発生事業場への再発防止対策支援

(2) 荷役運搬作業中の墜落・転落等災害防止の指導援助

- ・ 「陸運事業者のための安全マネジメント研修(案)」の実施

(RIKMSと運輸安全マネジメントとの一体化による効果的な運用のため、各支部において、各都道府県トラック協会と共催で実施)

- ・ 会員事業場に対する「荷役ガイドライン」に基づく荷役災害防止担当者教育、荷役作業従事者教育の実施

(3) フォークリフト等荷役運搬機械による労働災害防止の徹底

●フォークリフト荷役技能検定（写真3）

- ・ フォークリフト荷役技能検定試験（出張試験含む）の周知
- ・ 1級検定試験の実施及び2級検定試験の実施(8月24日、10月19日、1月予定)
- ・ 出張試験の実施



写真3 フォークリフト荷役技能検定試験

- フォークリフト運転業務従事者に対する安全教育の実施

- 「フォークリフト安全の日」（安全週間中の7月4日に実施 主催：日本産業車両協会）への協賛及びその活動への積極的対応

2 交通労働災害の防止

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を中心として、一層の交通労働災害防止を図る。

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく取組の推進
 - ・ 「陸運事業者のための安全マネジメント研修(案)」の実施（再掲）
 - ・ 交通労働災害防止担当管理者教育の実施
- (2) 改善基準告示の周知徹底
 - ・ 「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の周知
 - ・ 改善基準告示改正検討状況に関する情報収集
- (3) 交通労働災害防止のための取組
 - ・ 第13次労働災害防止計画目標達成強化期間（夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動を含む）に安全パトロール等の実施
 - ・ 交通KYT講習の実施

3 健康確保対策の推進

脳・心臓疾患、精神障害等の認定件数が多い。定期健診有所見率が全産業平均を大きく上回る。

過労死等の予防、メンタルヘルス対策の推進、定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底。

- (1) 過重労働による健康障害防止対策等の推進
 - ・ 政府の働き方改革に関する情報収集及びその提供
 - ・ 全日本トラック協会の「過労死等防止計画」の具体的行動計画に基づいた連携により、長時間労働による過労死等の予防対策の推進
- (2) メンタルヘルス対策の推進
 - ・ ストレスチェック制度の周知・広報の実施
 - ・ ストレスチェック割引制度による支援及び利用促進
- (3) 一般健康管理等の推進
- (4) 職業性疾病の予防等
 - 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（5月1日～9月30日：4月準備期間、7月重点取組月間）の推進

4 事業場の安全衛生水準向上の取組の推進

安全衛生水準向上のための自主的管理活動への取組が求められている。第13次労働災害防止計画に基づく、陸運業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の推進等により実効ある安全衛生管理体制の確立を目指して、安全衛生水準向上への支援を進める。

- (1) 陸運業労働災害防止計画(2018年度～2022年度)の最終年度として、目標達成への取組について、本部支部一体となって、陸運災防指導員等を活用した周知広報の実施
- (2) 陸運災防規程の周知と遵守の徹底
- (3) 「レベルアップ支援事業」取組支部への支援。支部においては、事業場参加勧奨と事業の実施
- (4) 中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業の積極的利用勧奨と実施
- (5) RIKMSと運輸安全マネジメントの一体的運用による効果的推進
- (6) 安全管理士、衛生管理士及び安全衛生管理員の積極的活用

5 安全衛生教育の徹底

- (1) 安全衛生教育の実施
 - ・ 技能講習、特別教育等の適切な実施
 - ・ 「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」（再掲）
 - ・ 「陸運事業者のための安全マネジメント研修(案)」の実施（再掲）
 - ・ 会員事業場に対する「荷役ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進
 - ・ 陸災防安全衛生教育講師(インストラクター)養成講座の開催(4回：Webを活用した講座を含む)（写真4）



写真4 陸災防安全衛生教育講師(インストラクター)養成講座

- ・ 安全衛生推進者養成講習（「陸運業のための安全衛生推進者必携」活用）
 - ・ 安全管理者選任時研修、リスクアセスメント研修の実施
- (2) 陸災防労働災害事例生成ツールの利用促進、登録事例の追加等
 - (3) 安全衛生教育用テキスト等の作成・頒布

6 安全衛生意識の高揚

- (1) 各種行事、活動等の実施
 - ・ 国民安全の日、全国安全週間(7月)、全国労働衛生週間(10月)、全国交通安全運動(春秋)等の周知、参加
 - ・ 第13次労働災害防止計画目標達成強化期間の実施(夏期(7月)、年末・年始(12、1月)労働災害防止強調運動を含む)
 - ・ 第37回全国フォークリフト運転競技大会の開催(令和4年10月1日・2日)(愛知県みよし市 中部トラック総合研修センター)（写真5）



写真5 全国フォークリフト運転競技大会

- ・ フォークリフト荷役技能検定試験実施(8月24日、10月19日、1月予定)(再掲)
- ・ 支部におけるフォークリフト運転競技大会の開催及び全国大会出場選手の推薦
- ・ 第58回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in広島開催(令和4年11月10日(木)広島市、広島市文化交流会館 広島文化学園HBGホール)（写真6）



写真6 全国陸運業労働災害防止大会(第57回)

- ・ 「フォークリフト安全の日」（安全週間中の令和4年7月4日に実施）への協賛（再掲）
- (2) 安全衛生標語の募集（2月～4月募集）と優秀作品の活用
- (3) 安全衛生表彰（写真7）、小企業無災害記録表彰及び「小企業無災害記録証」の積極的運用



写真7 安全衛生表彰

- (4) 産業殉職者合祀慰霊式参列（高尾みこも霊堂）
- (5) 安全衛生広報用品の作成・頒布による広報活動の充実
- (6) 陸運と安全衛生、ホームページ等による情報提供機能の強化
- (7) 「陸運と安全衛生 Year Book 2022」（写真8）の作成、配布による会員事業場等への安全衛生情報の提供



写真8 陸運と安全衛生 Year Book (2021)

7 調査研究等の推進

- (1) 今後の荷役労働災害防止のための安全対策のあり方について検討を行う「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」（令和3年12月より検討開始）（写真9）の検討結果を踏まえた具体的対応を、厚生労働省支援の下で行う。



写真9 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会

- (2) 実態調査検討専門委員会の開催（フォークリフト荷役技能検定制度の見直し検討）
- (3) （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携及び研究協力

8 協会組織の充実強化等

- (1) 事業及び体制の整備による財政及び組織の健全化と充実を図るための具体的対応策について優先順位をもって検討するとともに、業務実績評価委員会の意見を踏まえ、現下の新型コロナウイルスの感染状況に応じた新たな事業運営のあり方や手法を検討、実施
- (2) 引き続き経理事務の一体化を進めるとともに、本部・支部統一会計システムの計画的導入（3年度目）、計画的な業務監査の実施を通じて、適正、迅速な事務処理体制を整備
- (3) 業務実績評価委員会の開催（7月、3月開催予定）
- (4) 厚生労働省をはじめとする関係行政機関、労働災害防止団体等及び全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係事業者団体、関係労働組合等と一層の連携強化に努める。特に、都道府県労働局による陸災防都道府県支部への指導、援助の強化を要請
- (5) 都道府県トラック協会と陸災防都道府県支部との連携の強化（必要により業務委託契約の締結）
- (6) 登録教習機関業務及び補助事業業務等の適切な執行のための監査指導の充実強化等

この事業計画（案）については、5月26日開催予定の通常総代会に提出し、承認を得て確定されることとなります。

【本部の活動】 「第5回陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」が開催される

陸運業における労働災害の増加傾向に鑑み、①荷役作業における安全対策のあり方、②荷役作業に従事する者や安全管理を担当する者等の人材育成、③荷役作業における安全意識の高揚のための支援等について検討する「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」の第5回検討会が令和4年3月30日(水)に開催されました（写真）。

検討会では、委員からの要請で急遽実施した、陸運事業者及びドライバーへの「トラック荷台の昇降設備、保護帽等の利用実態等に関するアンケート」の結果が報告されました。特に保護帽の着用については、陸運事業者の回答では、法令で設置義務がある最大積載荷重5t以上の貨物自動車のみならず、拡大を検討している2t以上での着用率が70%を超えていましたが、ドライバー側の回答では着用率が30%台にとどまり、差がみられました。ドライバーは作業の効率性から保護帽の着用に消極的になっていることも一因であることが分かりました。このアンケート結果は更に詳細な分析を行うこととされました。

検討会スケジュールでは、3月末での中間報告取りまとめを予定していましたが、アンケートの実施や個々の論点の更なる意見交換が必要なことから、今回はこれまでの検討結果の取りまとめを確認し、次回以降の検討会において、引き続き意見交換を行うこととされました。

4月28日(木)に第6回検討会が開催されます。



写真 検討会の様子

【第15回理事会開催】 令和4年度の事業計画(案)等を理事会で審議

陸災防は、3月28日(月)都内で第15回理事会を開催しました。

理事会では、令和4年度事業計画(案)、令和4年度収支予算(案)等について審議され、いずれも承認されました。





第37回全国フォークリフト運転競技大会 実施要綱

— 令和4年10月1日(土)・2日(日)の2日間 愛知県で開催 —

1 目的

本大会は、厚生労働省の支援の下、フォークリフト運転競技を通じ遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害防止の推進に資することとする。

2 主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

3 協賛

公益社団法人 全日本トラック協会

一般社団法人 日本産業車両協会

4 競技部門

「一般の部」と「女性の部」の2部門とする。

5 実施期日

令和4年10月1日(土) 10時30分～17時30分
オリエンテーション、学科競技及び点検競技
令和4年10月2日(日) 8時45分～15時30分
運転競技、表彰式

6 実施場所

中部トラック総合研修センター
(愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127)

7 参加人員

「一般の部」及び「女性の部」で約60名

8 出場者資格

出場者推薦日において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 都道府県支部の会員事業場の従業員で、勤務成績が優秀であり、かつ、フォークリフト運転技能講習修了後1年以上経過していること。
- (2) フォークリフト又は自動車の運転により、過去1年間事故を起こしたことがないこと。また、過去3年間(フォークリフト運転技能講習修了又は自動車運転免許取得後の期間が3年に満たない者については、当該3年に満たない期間)人身事故を起こしたことがないこと。

9 出場者推薦

- (1) 出場者の推薦に当たっては、次によるものとする。
ア 都道府県支部又はブロックで実施する競技大会に参加した者のうちから、都道府県支部において次の人数の者を推薦することができること。
(ア) 「一般の部」1名

(イ) 「女性の部」1名

イ 「一般の部」への参加者は、男女の別を問わないが、過去の全国大会の「一般の部」で優勝又は準優勝した者は、推薦することができないこと。

ウ 「女性の部」については、過去の全国大会の「女性の部」で優勝又は準優勝した者は、推薦することができないこと。

エ 同一人が「一般の部」及び「女性の部」の双方に参加することはできないこと。女性の参加者がいずれの部に参加するかは、本人の希望に基づくものであること。

(2) 都道府県支部長は、9月9日(金)までに、会長あて出場者の推薦を行うものとする。

(3) 上記により推薦を行った出場者が、新型コロナウイルスの感染等のため出場を辞退したときは、9月22日(木)まで代替の選手の推薦を行うことができることとする。

10 参加費

参加費は、無料とする。

11 競技種目及び配点

競技種目は、学科競技、点検競技及び運転競技の3種目とし、配点は、学科競技300点、点検競技100点、運転競技600点、合計1,000点とする。

12 各競技種目の実施要領

各競技種目は、次により実施する。なお、点検競技及び運転競技についての詳細は、「第37回全国フォークリフト運転競技大会点検競技及び運転競技実施細目」による。

(1) 学科競技

ア 出題数は50問とし、正誤方式とする。

イ 出題科目並びに科目ごとの問題及び配点は、次表のとおりとする。

科目	区分	問題	配点
関係法令		10	60
走行に関する装置の構造、取扱いの方法		10	60
荷役に関する装置の構造、取扱いの方法		20	120
運転に必要な力学		10	60
合計		50	300

ウ 制限時間は40分とする。

(2) 点検競技

ア 競技要領

荷役運搬作業の安全性を確保するための作業開始前点検を主体として行う。フォークリフトにあらかじめ設定した不具合箇所を競技者に発見させ、その都度、不具合状態を審査員に報告させる方法とする。

イ 使用車種

「コマツ」・「住友」・「トヨタ」製の最大荷重が1.5トンのカウンタバランスフォークリフト（ガソリン・トルコン車）とし、個々の選手が使用する点検車両は、競技開始前に指定する。

(3) 運転競技（走行及び積卸し）

ア 競技要領

安全な荷役運搬作業を主体として行う。規定のコースを走行し、所定の重量の荷の取りおろし、移動、荷の積付けを行う方法とし、基準操作技術について減点方式により採点する。

イ 使用車種

「三菱」製の最大荷重が2.5トンのカウンタバランスフォークリフト（ガソリン・トルコン車）とする。

ウ 使用積載荷重

1.0トン

13 順位の設定

(1) 「一般の部」及び「女性の部」のそれぞれにおいて、学科競技、点検競技及び運転競技の合計点を総合得点とし、総合得点に従い順

位を決定する。

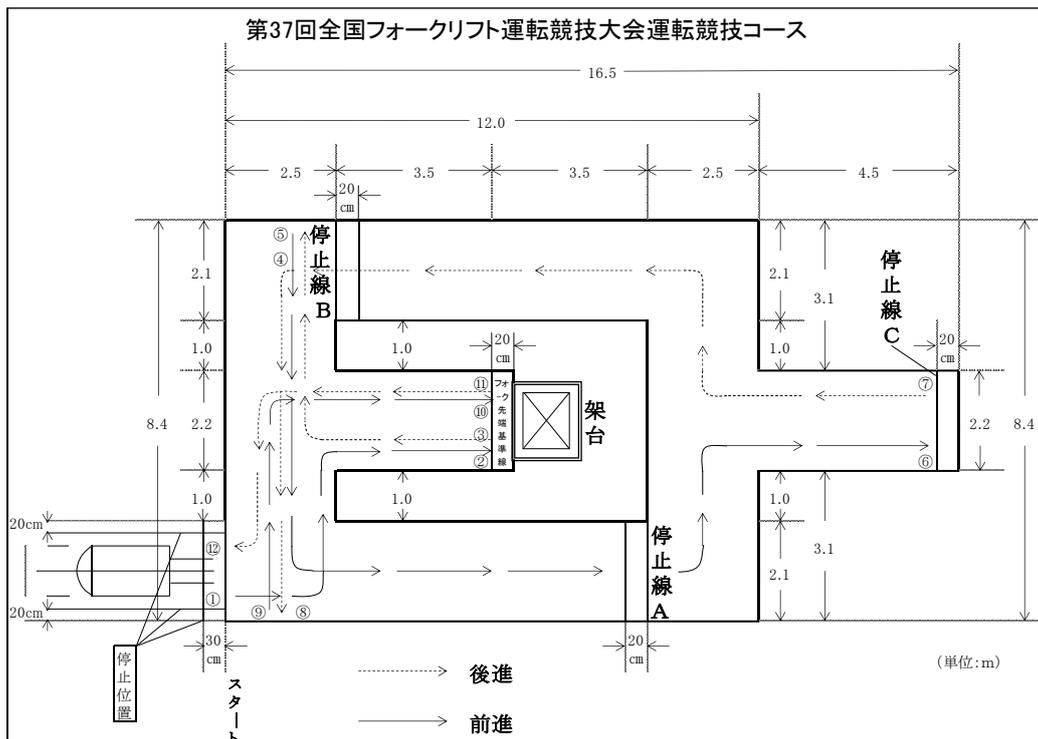
(2) 総合得点が同点である者が生ずる場合には、運転競技得点が高い者を上位者とし、運転競技得点も同点である場合には、点検競技得点が高い者を上位者とする。さらに、点検競技得点も同点である場合には、運転競技時間の短い者を上位者とする。

14 表彰

- (1) 「一般の部」及び「女性の部」それぞれにおいて、
 - ア 第1位の者に、厚生労働大臣賞を贈る。
 - イ 第1位の者に、陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長杯を授与する。
 - ウ 総合得点第1位から第5位までの者に陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長賞を贈る。
- (2) 規模300人未満であり、かつ、親企業100%出資の子会社以外の企業の選手のうち、その他の模範となるような健闘をした選手（一般の部、女性の部それぞれ1名）に対して、その健闘をたたえて健闘賞を贈る（入賞者は除く。）。
- (3) 出場者全員に、全国大会出場の記念品を贈る。
- (4) 優勝者については、所轄労働局長を表敬するとともに、入賞者については、全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会で顕彰することとする。

15 その他

本大会では、新型コロナウイルス感染症予防対策として、必要な対策を実施した上で、開催することとする。



令和4年8月24日・10月19日実施

フォークリフト荷役技能検定のご案内



陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）では、令和4年8月24日(水)[※]、令和4年10月19日(水)[※]「フォークリフト荷役技能検定試験」を実施します。

この技能検定は、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象に、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的とした制度です。

多数のフォークリフト運転者の皆さまのご参加をお待ちしています。

※…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が延期又は中止となる場合があります。

技能の程度について

- 1級** フォークリフト運転技能講習修了後5年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する上級のフォークリフト運転者
- 2級** フォークリフト運転技能講習修了後3年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する中級のフォークリフト運転者

受検資格

- 1級** フォークリフト荷役技能検定2級合格後2年以上の実務経験を有する者等^(注1)
 (注1) 令和2年度以前に実施のフォークリフト荷役技能検定2級試験合格者及びフォークリフト認定1級制度実技試験合格者が対象となります。
 フォークリフト認定1級制度実技試験合格者は、学科試験のみの受検となります。
- 2級** フォークリフト運転技能講習修了後2年以上の実務経験を有する者^(注2)
 (注2) 令和2年度以降に実施のフォークリフト荷役技能検定2級試験一部合格者は、不合格となっている科目（学科又は実技）を受検できます。

検定日[※]

検定日 **第1回：令和4年 8月24日(水)[※]**

第2回：令和4年10月19日(水)[※]

※…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が延期又は中止となる場合があります。

受検申請期間

第1回：令和4年6月1日(水)～8月17日(水) 第2回：令和4年8月1日(月)～10月12日(水)

試験科目

試験科目	試験内容の概要	配点	
		1級	2級
学科試験	荷役作業一般、関係法令及びフォークリフトの走行・荷役・力学についての知識(計50問) ※1級と2級では、難易度が異なります。	300点	300点
実技試験	(点検試験) 作業開始前点検(43項目)の点検を行う。そのうち、不具合箇所を指摘する。	100点	
	(運転試験) 作業開始前点検(カウンター43項目/リーチ25項目)の点検を行う。		200点
	(運転試験) 所定の運転コースで、適切な走行、運搬、積卸し作業を行う。	600点	500点

受検会場

8月24日(水)							
受検地	北海道	岩手	秋田	福島	東京	愛知	愛媛
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級	学科のみ	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級 リーチ	—	—	—	—	—	学科・実技	—

10月19日(水)							
受検地	北海道	宮城	埼玉	東京	岐阜	静岡	福岡
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ
2級	学科のみ	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技	学科・実技
2級 リーチ	—	—	学科・実技	—	—	—	—

10月21日(金)	
受検地	北海道
2級	実技のみ

- ・ 1級、2級の实技はカウンターバランスフォークリフトを使用します。リーチ式フォークリフトについて、1級は今年度の実施予定はありません。2級は埼玉・愛知にて実施します。
- ・ 北海道では学科と実技の日程及び会場が異なります。



なお、令和5年1月に学科試験のみ開催することを予定しています。詳しくは本誌及び当協会ホームページにてご案内いたします。

受検費用

1級	・ 学科試験受験手数料	5,500円 (税込)	合計	33,000円
	・ 実技試験受験手数料	27,500円 (税込)		
2級	・ 学科試験受験手数料	5,500円 (税込)	合計	27,500円
	・ 実技試験受験手数料	22,000円 (税込)		



受検申請の方法

以下の受検申請書をダウンロードし、申請書に必要事項をご記入の上、陸災防本部まで郵送又はFAXにてお送りください。

- [【1級受検申請書 \(PDF\)】](#) [【1級受検申請書 \(Excel\)】](#)
[【2級受検申請書 \(PDF\)】](#) [【2級受検申請書 \(Excel\)】](#)

検定についての問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561



学科試験



点検試験



運転試験

小企業無災害記録表彰制度の対象が 拡大されました

今般、小企業無災害記録表彰規程が改正され、小企業無災害表彰制度の対象となる事業場の適用範囲が次のとおり拡大されることになりました。

改正前 常時29人以下の労働者を使用する事業場

改正後 **常時50人未満の労働者を使用する事業場**

また、表彰の申請は、原則として第1種から段階的に申請を行うこととされていますが、今次の改正で、申請の際、すでにより長期の無災害記録を樹立しているときは、最も長期の無災害記録表彰を行うこととされました。

改正規程は本年4月1日から適用されます。

●新たに対象となる事業場の取扱いについて

今次改正に伴い、新たに小企業無災害表彰制度の対象となる事業場が、すでに第1種から第5種までの無災害記録を樹立している場合には、その最も長期の無災害表彰の申請を行うことができます。



表彰状



副賞：第5種(15年間無災害記録達成)

小企業無災害記録証交付制度が 創設されました

3月号でお知らせした小企業無災害記録証交付制度は、小企業無災害表彰規程の第5種表彰を受賞した事業場に適用され、4月1日から施行となります。

なお、上記の小企業無災害表彰規程改正により新たに対象となった事業場で、同規程の施行前に第5種無災害記録を樹立し、無災害記録期間がすでに20年を超えている事業場については、第5種表彰の申請を行うことなく、本制度を適用できます。

詳しくは各都道府県支部にお問い合わせください。

また、制度の概要は3月号をご覧ください。

小企業無災害記録事業場〔令和4年3月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	株式会社ムラセエコライン福島事業所	17名	平成22年10月2日～平成25年10月1日	福島県
第3種	永和運輸株式会社	10名	平成24年11月1日～令和元年10月31日	茨城県
第5種	株式会社仲岡運輸	13名	平成18年1月1日～令和2年12月31日	岡山県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

●申請方法

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

【本部の活動】

安全管理士会議を開催しました

3月24日(木)、25日(金)の二日間、都内にて安全管理士会議を開催しました。陸災防の安全管理士が都内に集い、令和4年度の事業計画、担当地区の決定について説明した後、事業の具体的な進め方について議論を交わしました。

近畿ブロック担当の安全管理士のご紹介

陸災防は、4月1日付けで、井内一成氏を安全管理士・衛生管理士として任命しました。井内安全管理士は、大阪府支部内に駐在し、近畿ブロックを中心に活動します。

皆様方の安全管理活動支援に努めて参りますので、よろしくお願いいたします。



近畿ブロック担当の
井内安全管理士

【厚生労働省からのお知らせ】

全国労働衛生週間のスローガンの募集について

募集期間：令和4年4月1日から4月30日まで

厚生労働省は、多くの方に「労働衛生」についての意識を深めていただくために、毎年10月1日から10月7日に行われている全国労働衛生週間のスローガンを募集しています。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的として、昭和25年から実施されております。

今年度で73回目となる同週間のスローガンについて、労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生活動の促進を図る内容とするものを募集いたします。

詳しくは次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

<https://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/p20220401-01.html>

【荷役ガイドラインに基づく講習会の受講者アンケート結果】

荷役作業安全ガイドライン講習会（荷主向け）アンケート結果

令和3年度に当協会が荷主等の担当者を対象に開催した「荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会」にて行ったアンケートの結果を取りまとめました。この講習会は「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」といいます。）の教育カリキュラムに基づき、全国的に開催したもので、全参加者1,261名のうち1,226名の方々から回答を得ました。

以下、アンケートの一部をご紹介します。

1 本講習会を受講する以前から、「荷役ガイドライン」をご存知でしたか？（図1）

「名前だけ知っている」及び「知らなかった」という方が、83%という結果でした。

荷主側に荷役ガイドラインの認知がまだまだ広まっていないという結果でした。

2 「荷役ガイドライン」に示された事項の現在の実施状況は？（図2）

荷役ガイドラインに示された内容について、「ほぼ実施」及び「一部実施」していると回答した方が85%という結果でした。設問1では、荷役ガイドラインの認知が83%されていないという結果でしたが、多くの事業場で荷役災害防止上何かしらの対策は取っているという状況から考えますと、荷役ガイドラインで示された項目の全てが、難しい取組を要求してはいないということが読み取れるのではないのでしょうか。

3 「荷役ガイドライン」に示された事項のうち、荷役災害防止のための担当者の指名は？（図3）

荷役災害防止のための担当者の選任は、指名しているという方が24%でした。また、本研修を受け、今後指名するという方が56%いましたので、合わせて80%の方が担当者を指名することとなり、この講習が一定の役割を果たせたという結果でした。一方、担当者を指名しないという方々が10%いました。この回答を選ばれた方を見ますと、職制から「自分では判断できない」という方々も散見されましたが、業種では、多くが製造業次いで陸運業（元請）の順でした。この両者には特に

選任をお願いしたい業種でもあるため、今年度も全国的に実施する「荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会」の場で、この現状をご理解いただきたいと考えています。

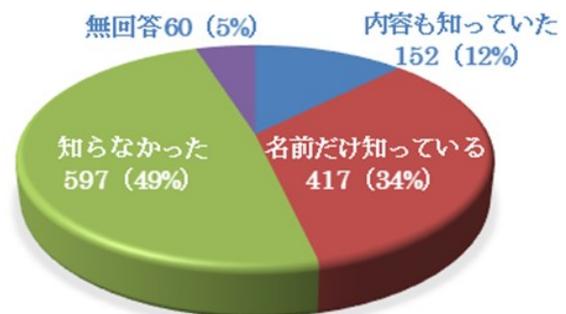


図1

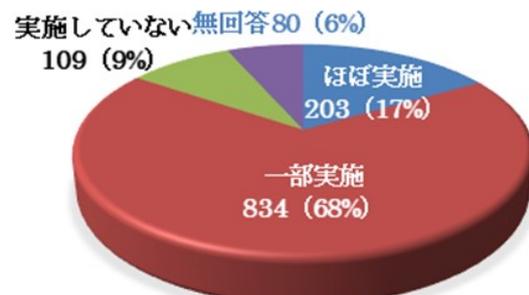


図2

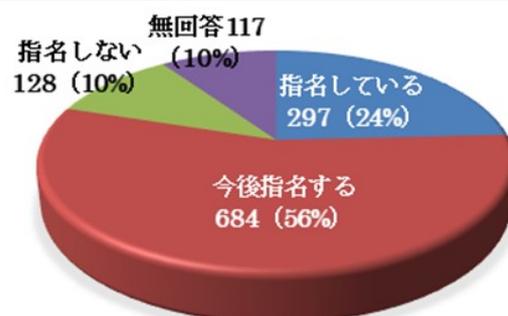


図3

4 荷役ガイドラインに示された事項の今後の実施について（図4）

荷役ガイドラインに示された事項の今後の実施について、「実施したい」「今後実施したい」と回答した方々が91%でした。多くの参加者に前向きな回答をいただき、本講習が一定の成果を上げたものと考えられます。

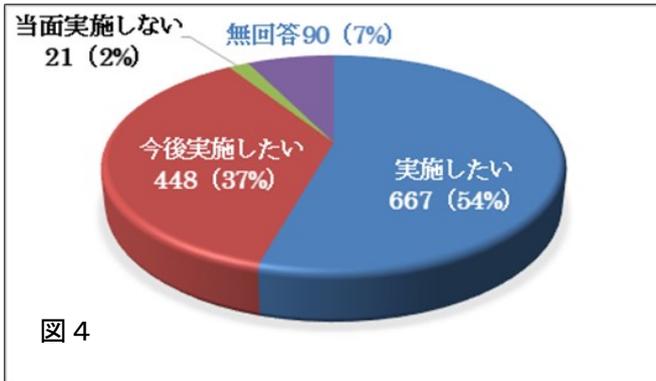


図4

5 事業場において重点的に取り組んでいる事項はどれですか？（複数回答可）（図5）

参加者に「事業場において重点的に取り組まれていること（荷役ガイドラインで示されている事項）」を伺ったところ、最も多かったのが、安全衛生管理体制の確立で58%でした。過半数の方々が事業場における安全管理体制を確立しているという回答でしたが、裏を返せば42%で安全衛生管理体制が整っていないということになります。安全管理体制は、安全管理を行っていく上でベースとなるものですので、まずはここから見直しを考えていく必要があります。

それから、「荷役作業における労働災害防止の諸対策について」約半数の方々が荷役作

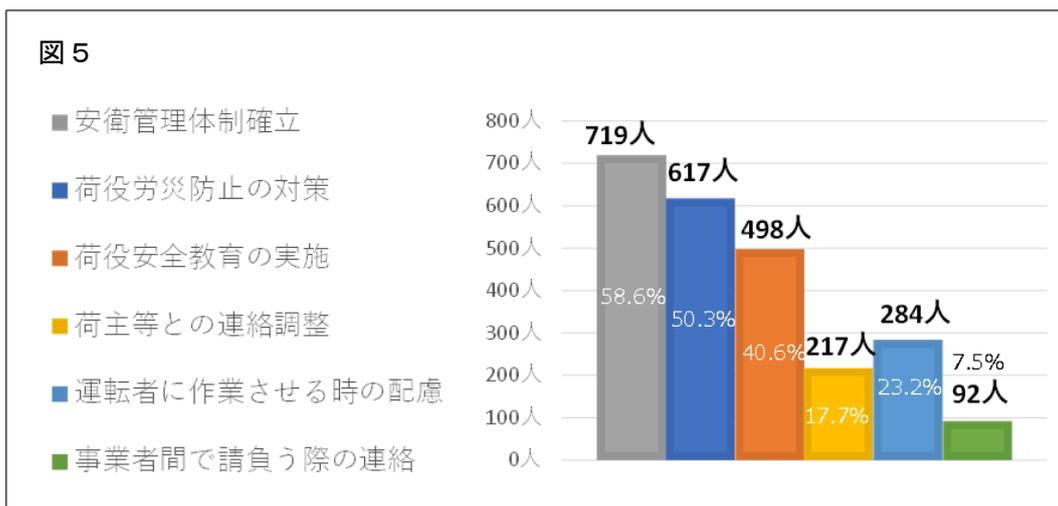
業に対して何らかの対策を取っているとの回答でした。また、40%の方が荷役作業の安全衛生教育を実施されているということですが、これも逆に、過半数の回答者では荷役の安全に関する教育を実施していないということになります。荷役関連の教育では、フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育、作業指揮者教育、荷役災害防止担当者・従事者教育等があります。必要な教育の実施もしていただきたいと思います。

また、「自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の配慮」が23%、「荷主等との連絡調整」が18%と、やや低い印象を受けました。これも、荷役ガイドラインがまだまだ浸透していない由縁なのかもしれません。荷役作業は主に荷主先等の現場で行われるものであり、荷主と陸運業者が互いに連携を取って、ドライバーの災害防止と負担の軽減を図ることが求められています。

まとめ

荷役作業時の労働災害の発生場所は、約70%が荷主等（荷主、配送先、元請事業者等をいう。）の事業場となっていることから、陸運事業者はもとより、荷主等においても、陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保に協力することが必要とされています。

当協会としては、このアンケート結果を踏まえ、より一層荷役作業安全ガイドラインの周知を図っていくため、全国的に実施している「荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会」等を通じて、荷主団体等への周知に努めて参ります。



【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2022
(第4回)

テーマ「仲間づくりは聞き上手に・中級編

ちょっとの驚き・問いかけ・つなぎノンバーバルも大事だよ」

精神科医 夏目 誠

前回、仲間づくりの初級編を紹介。相手の話しに耳を傾け、うなずき、「そうそう、なるほど、それで」などの“あいづち”で反応する。興味があるところは相手の目を見て、アイコンタクトする。

今回は中級編です。仲間ができる道に近づいてきましたよ。

以下は、マコマコと職場仲間の和代さんとの食事時でのやり取りです。おしゃべりですね。和代さんから口火を切ってくれました。

和代さん：マコマコ、最近ニュースを見て思うんですが。ツライ内容が多い。でも、つい見てしまうの…

マコマコ：そうか。

和代さん：ずっと見ていると、沈んできます。そういうニュースばかり。惰性かな。

マコマコ：それで。

和代さん：気分が不安定なのかな、と??

マコマコ：（少し驚いた表情で）気分が不安定になる…

和代さん：そう。不安定に。戦争のニュースだと、悲しくなる。オレオレ詐欺事件だと、ダメしやがってと…イラつくし腹が立つ。

マコマコ：そうだね。詐欺は腹が立つよね。

和代さん：オリンピックを見ている時は楽しかった。

マコマコ：僕も見てたよ。メダルラッシュだね！

和代さん：テレビに釘付け。がんばれ！

マコマコ：釘付け？ どの競技かな？

和代さん：よく見ていたのはスノーボード。高いところをクルクル回って。すごい！

マコマコ：そう、そう。僕もハマったよ。

和代さん：スゴイレベル。限界に挑戦って感じ！

マコマコ：なるほど。チャレンジだ。楽しかった。また和代さんのハマった話し聞かせてね。

和代さん：はい。また、聞いてね。

少し驚き反応を

中級編には3つのポイントがあります。聞きながら1. 少し驚き反応をいれる、2. 問いかけし話題の内容を広げ、3. 次回につながる言葉を言う。

会話に示したように

（少し驚いた表情で）気分が不安定になるんだ。

このような驚き反応があると、和代さんは、「マコマコは私の話しに、興味を持って聞いてくれているんだ。心配してくれている」と感じ、嬉しくなって話が盛り上がりますよ。

問いかけで焦点化、内容が深まる

興味がある、疑問に思うこと、分かりにくい点など、問いかけは重要です。話題が広がり深まるとともに、相手の人への関心も増していきます。事例ではオリンピック競技に熱中している様子が伝わってきます。話している人は、自分では分かっているから忘れがちになりやすいのは話題への説明。その点を問いかければ、焦点化され明確になるので論じやすくなる。

次に、つなげる

仲間になるために重要なのは、おしゃべり回数です。数回、話ができれば仲間になります。だから会話をこのまま終わらせるのではなく、「楽しかったです。また、オリンピックについて、おしゃべりをしたいですね」と、次につなげる言葉が要ります。それがあれば、自然と会話になっていきますよ。

繋ぎ言葉の紹介

あなたとおしゃべりするのは初めて。何かスツキリしたのよ。また、このような機会があればまた、よろしく、お願いいたします。

話が弾みましたね。久しぶりにおしゃべりができて、楽しかった。また、おしゃべり、ダベリタイですね。

上記のように気持ちをありのまま表現すれば、気持ちが通じ次回につながります。



ノンバーバルコミュニケーションを身に着けよう



pixta

ノンバーバルを身に着ける、中級編

上記の図に示すように女性の方々はコミュニケーション力が高いです。それも言葉だけでなく、非言語的力（ノンバーバルな力）、例えば話しかけたい柔らかな表情、笑み、うなずきの動作、グットタイミングな反応、“しぐさ”など。男は学ばなければ、キモの1つ。話しやすい雰囲気・ムードづくりでしょう。

最後に「マコトの一言」で締めさせてもらいます。

マコトの一言



秋吉 | 夏目

【連載】陸災防の労働災害防止サポートをご活用ください！

第4回

「労働災害防止活動推進への個別支援」による事業場の変化・対策

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 安全管理士

陸災防では会員事業場への「陸運事業所安全衛生水準向上支援」の一環として「中小事業場個別サポート」（以下「個別サポート」という。）を行っております。本連載では個別サポート終了後の事業場の変化・対策等を紹介してまいります。

今回は中途採用による人財投入での事業所の変化への過程を中心にご紹介します。

1 個別サポート実施事業場及び実施時期

- (1) 実施事業場 陸運業 従業員数15名
車両台数22台 四国地方
- (2) 実施時期 令和3年12月

2 個別サポート内容

(1) 実施経緯

ア 4年前に社長から依頼を受けて陸災防支部で安全衛生管理体制について診断を行い、以下の結果となりました。

- (ア) 安全衛生管理は全て社長の裁量で行い、サポートする社員はいません。
- (イ) 安全関連文書や議事録について、項目漏れや保管方法の不備が散見されます。
- (ウ) 年間安全衛生管理計画は立案しているが、目標の設定は前年度実績からの設定ではなく実態を反映していない目標であると同時に、計画完了時の評価、改善も行われていない状態です。
- (エ) 資格取得を含めた安全衛生教育は行われているが、都度の対応であり偏りが見受けられます。

イ 陸災防支部のアドバイスとして、安全衛生管理について社長をサポートする人財の育成検討を行うか、難しい場合は中途採用も検討すべきです。

ウ 社長の意見 育成検討は難しく中途採用を検討するが、作業と安全衛生のどちらも精通し社員と良好なコミュニケーションをとれる人財でなくてはならないので、同業他社からの採用に取り組みます。

目的 同業他社から中途採用を行い3年経過したので個別サポートによる現場診断を通じて、当社の安全衛生管理体制について検証と問題点の抽出を行い、対応策等のアドバイスをお願いしたい。

(2) 社長の経営方針

- ア 社業を通じて地域への貢献と雇用を通じて社員の生活の安定と向上を行う。
- イ 社員との積極的なコミュニケーションを通じて一体感の醸成を行う。
- ウ 長時間労働の防止と衛生教育を通じて社員の健康管理に取り組む。

エ 新規顧客の開拓及び業域の拡大を通じて、経営規模の拡大を図る。

(3) 経営方針に対する実践状況

ア 社長と社員とのコミュニケーションは積極的に行われており、一体感が感じられた。

イ 新規顧客の開拓と業域の拡大のため、積極的な営業活動を社長自ら行っていた。

ウ 社内の明るい雰囲気、4S及び挨拶の励行は申し分なく実践されていた。

(4) 個別サポート内容の特記事項

ア 同業他社から作業内容及び安全衛生活動に精通した40代前半の人材を、3年前に中途採用した。

イ 中途採用した社員を安全衛生推進者に任命して社長のバックアップのもと、最初の1年間は現場作業で実績を積み社員との信頼関係を醸成した後、2年前から安全衛生を中心に業務に取り組んでいる。

ウ 安全衛生推進者は従業員の意見を聞く機会を積極的に設定、議事録も都度作成して安全衛生のレベル向上を推進した。

エ 安全衛生推進者は1回/3カ月毎に安全衛生会議を開催して社員の要望事項及び問題点の抽出を行い、組織を挙げての取組により安全衛生の問題解決を図った。

3 考察

(1) 同業他社から人材を採用して安全衛生推進者に選任、安全衛生管理体制を構築したことは、社長としての経営判断が無ければ達成しなかったと考えられます。

(2) 現場作業で実績を積み上げ社員との信頼関係を構築後、安全衛生管理体制を構築した安全衛生推進者の十分な業務実績は、作業及び安全衛生の資質及び人柄によるところが大きいと判断できます。

(3) 社長の経営判断と社員のレベルアップが経営には不可欠であると思われる事例でした。最近では各社で中途採用の実績も多いですが、確かな選別による採用の重要性を改めて考えさせられました。

ご安全に

【連載】安全衛生水準向上にお役立てください！

災害事例に学ぶ「労働安全衛生関係法令」

第11回

2 機械等に関する規制 (定期自主検査)

荷役作業で使用されるフォークリフトやショベルローダーなどでの安全を確保するために、当該機械等の使用過程において一定の期間ごとに自主的にその機能を確認し、異常の早期発見と補修に努めることが定められています。

安衛法第45条

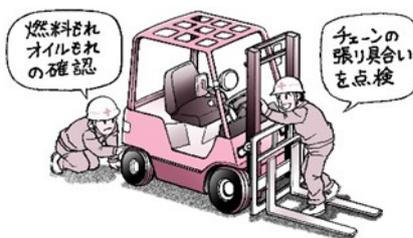
事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

(1) 特定自主検査

自主検査の対象となる機械等は、特定機械等をはじめ38種類のものが定められ、フォークリフトや車両系建設機械など検査が技術的に難しい5種類の機械等は、一定以上の検査水準を担保するため、資格を有する者に実施させる特定自主検査を行わなければならないこととされています。

災害事例

〇〇運送会社の労働者Aは、自社整備工場で、社内で使用しているフォークリフトの特定自主検査を労働者Bと



もに実施したところ、駐車用のブレーキワイヤーの損傷、油圧ポンプの継手等からの油漏れが確認された。労働者Aは補修を施したものの、ブレーキワイヤー及び油圧ホースは交換を要することから、その旨を特定自主検査表に記載し、検査標章を車体の見やすい箇所に貼付した。

後日、労働者Cが、荷の積替えのため、当該フォークリフトを用いてバン車への積み込み作業中、急用の連絡が入ったので、パレットに荷を積載した状態でフォークを下ろし、駐車ブレーキを掛けて停車し運転席から離れた。それから間もなく、フォークリフトが後方へ約2m動き、近くで他の作業に従事していた労働者に接触し、その反動等により労働者が転倒して被災した。なお、下ろしたフォークは地面に完全に接地されてい

ない状態にあった。また、駐車ブレーキは、ブレーキワイヤーの不具合等により効き具合が正常ではなかった。さらに停車した場所はアスファルト舗装面の平坦な場所であったが、排水等を考慮して駐車位置から後方へ僅かな下り勾配を有していた。

安衛則の適用

フォークリフトを使用する場合は、最大荷重を問わず、一年以内ごとに定期に特定自主検査を実施し、その結果、異常等が確認されたときは、速やかに補修等を行わなければならないことが定められています。

本災害事例については、安衛則上の適用を検討するに、「積替え作業で、フォークリフトに駐車ブレーキを掛けて停車していたところ、後方へ約2m動き、他作業の労働者と接触して被災させたもの」という発生状況から、駐車ブレーキの不具合で確実に制動力が得られていなかった。また、特定自主検査の結果で、ブレーキワイヤーの交換を指摘されていたのに、適切な補修等を行わずに使用していたことが認められるので、安衛則第151条の26が適用されると考えられます。

なお、フォークリフトの使用に際しては、直前の特定自主検査等の記録により、補修等の有無を確認することも必要です。

安衛則第151条の21 (定期自主検査)

事業者は、フォークリフトについては、1年を超えない期間ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。

安衛則第151条の24 (特定自主検査)

フォークリフトに係る特定自主検査は、第151条の21に規定する自主検査とする。

安衛則第151条の26 (補修等)

事業者は、第151条の21若しくは第151条の22の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

労安法で定められた主な事項は、過去の災害事例等を踏まえて規制されたものです。これから、社内で計画される新入社員への安全教育等に関係法令を活用されてはいかでしょうか。

令和4年度「安全衛生標語」を募集中です！

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼び掛ける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞、入選とし、令和4年11月10日(木)に広島県広島市にて開催する第58回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in広島において表彰するとともに、当協会のホームページや広報誌「陸運と安全衛生」で公表いたします。

なお、入選作品は、当協会の安全ポスター等に用いる他、会員企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

皆様から多数の応募をお待ちしております。

標語のテーマ

次の3部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるもの

(1) 荷役部門

荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止に関するもの
- イ 荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの
- ウ 高年齢労働者の荷役労働災害防止に関するもの
- エ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- オ 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの
- カ フォークリフト、ロールボックスパレット等による災害防止に関するもの
- キ 第13次労働災害防止計画の最終年度の取組に関するもの

(2) 交通部門

交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）に関するもの
- イ 高年齢運転者の交通労働災害防止に関するもの
- ウ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- エ 交通KY（交通危険予知活動）の実施に関するもの
- オ 安全運転の実施に関するもの

(3) 健康部門

健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの
- イ ストレスチェック等のメンタルヘルス対策に関するもの
- ウ 過重労働対策（恒常的に時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底に関するもの
- エ 腰痛予防に関するもの

応募の方法

応募の方法につきましては、次のURLまたは当誌No.632(令和4年1月号)をご覧ください。
http://rikusai.or.jp/event_schedule/hyougo/

募集の締切

令和4年4月15日(金)

入選作品

入選作品数は次のとおりとし、また、入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	入選作品数	賞品
最優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）	2万円分の図書カード
優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）	5千円分の図書カード
入選	6作品（各部門ごとに、2作品）	3千円分の図書カード

お問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
業務部 広報課

TEL：03-3455-3857

災害事例
と
その対策

事前の連絡調整と配送先でも連絡調整を徹底して労災防止に取り組もう！

陸運業では、荷役作業を配送先等で行うことが多く、運転者単独か少数で行う場合が殆どで、事前の連絡調整不足が見受けられます。

配送先がトラックターミナルや配送センターでは、複数の陸運事業者が作業を行う、荷役運搬機械を配送先側で準備・取り扱う等、多様な条件の下で作業を行う場合があります。

今回の事例は連絡調整不足や安全対策の不備が考えられるため、発生した災害の原因や対策等について検討していきます。

- 1 被災者情報：トラック運転者 54歳
経験年数35年
- 2 発生時期：1月 午前11時40分頃
- 3 発生場所：資材リース会社構内
- 4 傷病の程度：死亡(フォークリフトの先端とトラックに右脇腹を挟まれた)

5 災害発生状況

被災者(トラック運転者)は、トラックにて搬送先(資材リース会社)に足場材を返却するため搬入した。複数の搬送先の社員と共に荷卸し作業を行っていた際に、被災者は他の荷卸し作業を行っていた搬送先の社員が運転するフォークリフトの先端とトラックに右脇腹を挟まれて死亡した。

6 発生原因

- (1) 搬送先フォークリフト運転者の周囲確認不足
- (2) 積卸し作業時の周囲への立入禁止措置の未実施
- (3) 搬送先及び陸運事業者の社員への輻湊作業情報の周知不足
- (4) 搬送先及び陸運事業者の社員への作業計画内容の周知不足
- (5) 陸運事業者の担当者の積卸し作業確認書及び安全作業連絡書内容の確認不足
- (6) 陸運事業者の車両系及び積卸し作業指揮者の安全確認不足

7 再発防止対策

- (1) 陸運事業者の担当者の積卸し作業確認書及び安全作業連絡書内容の確認
- (2) 陸運事業者の担当者から搬送先担当者に

対して、作業実施前に作業確認書及び安全作業連絡書内容の再確認

- (3) 陸運事業者は車両系及び積卸し作業指揮者を選任して、作業指揮者に次の対策を取り組ませる
 - ア 作業・安全管理の実施
 - イ 社員への作業内容の周知
 - ウ 安全対策(輻湊作業、立入禁止処置等)の実施確認

8 まとめ

- (1) 荷役作業時の死亡災害の18%はフォークリフト使用時に発生しており、陸運事業者の担当者による、積卸し作業確認書及び安全作業連絡書内容の搬送先担当者に対する事前確認は、荷役災害防止対策では重要な要素です。確認書及び連絡書での事前確認内容の配送先での実践状況の確認も併せて重要な要素と考えられます。
- (2) 荷役作業時の死傷災害は陸運業の労働災害では約70%、その中で配送先では約70%であり、令和3年速報値(16,474件/年)から想定すると約8,000件/年の死傷災害が配送先で発生しています。
- (3) 今回の配送先(搬送先)は資材リース会社であり、複数の陸運事業者や配送先作業者を含めて輻湊作業も多く、周囲では数多くの荷役作業が行われている状態であり、今回の事例以外でも、配送先では多くの輻湊作業が予想されます。
- (4) 陸運事業者は車両系及び積卸し作業指揮者を選任するだけでなく、必ず配送先担当者との連絡調整を行い、作業指揮者が責務を全うする様に環境を整えることが、配送先での労災防止対策では重要であると考えられます。

<参考>

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
(平成25年3月25日基発0325第1号)

ご安全に！

業種別労働災害発生状況（令和3年速報）

令和4年3月7日現在

	死亡						死傷					
	令和3年1月～12月 [速報値]		令和2年1月～12月 [速報値]		前年比較		令和3年1月～12月 [速報値]		令和2年1月～12月 [速報値]		前年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	831	100.0	776	100.0	55	7.1	146,856	100.0	127,165	100.0	19,691	15.5
製造業	133	16.0	132	17.0	1	0.8	28,121	19.1	25,253	19.9	2,868	11.4
鉱業	11	1.3	8	1.0	3	37.5	214	0.1	196	0.2	18	9.2
建設業	283	34.1	253	32.6	30	11.9	15,835	10.8	14,728	11.6	1,107	7.5
交通運輸事業	18	2.2	12	1.5	6	50.0	2,940	2.0	2,648	2.1	292	11.0
陸上貨物運送事業	88	10.6	88	11.3	0	0.0	16,474	11.2	15,508	12.2	966	6.2
港湾運送業	4	0.5	4	0.5	0	0.0	381	0.3	328	0.3	53	16.2
林業	29	3.5	35	4.5	-6	-17.1	1,232	0.8	1,266	1.0	-34	-2.7
農業、畜産・水産業	40	4.8	35	4.5	5	14.3	3,166	2.2	3,169	2.5	-3	-0.1
第三次産業	225	27.1	209	26.9	16	7.7	78,493	53.4	64,069	50.4	14,424	22.5

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和3年1月～12月）

令和4年3月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	831	218	25	36	42	64	135	129	5	177
製造業	133	26	2	10	2	10	54	7	0	22
建設業	283	109	5	10	31	20	29	25	1	53
交通運輸事業	18	1	2	0	0	0	0	3	0	12
その他	309	70	13	11	6	28	41	56	4	80
陸上貨物運送事業	88	12	3	5	3	6	11	38	0	10
同上対前年増減	0	-6	3	2	0	0	-6	6	-1	2

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和3年1月～12月）

令和4年3月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	16,474	4,449	2,781	1,194	695	450	795	1,584	821	9	2,911	785
同上対前年増減	966	181	221	17	7	20	9	10	46	-2	223	234

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp>に掲載

[死亡災害]

死亡災害は、前月発表時点から1人増加し、88人（前年同月比±0人）となった。事故の型別の状況を前年と比較すると、「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」が6人ずつ減少した一方で、「交通事故（道路）」が6人の増加となっている。

[死傷災害]

死傷災害は、前月発表時点から966人増加し、16,474人（前年同月比+966人）となった。

陸運業 死亡災害の概要(令和3年)

令和4年3月7日現在
陸災防調べ

災害発生 月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
3年 8月 26日	その他	その他 の起因 物	男性	53	貨物自 動車運 転者	19 年		被災者は令和3年8月26日に発熱があり、27日に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係るPCR検査を受検したところ、28日に陽性と判定された。8月27日から自宅待機、9月2日から入院しており、10月24日に死亡したものの。同時期に、当該事業場にてグループ会社を含め多数の陽性者が確認された。
3年 7月 14日	その他	その他 の起因 物	男性	64	貨物自 動車運 転者	5年	配送作 業	被災者は、ドライバーとトラックに同乗し配送を行っていたが、ドライバーが発熱しPCR検査を受けたところ、新型コロナウイルスに感染していることが判明。被災者もPCR検査を実施したところ、陽性判定となった。被災者はその後容体が悪化し、敗血症により死亡した。

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります

【厚生労働省からのお知らせ】

令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します ～今年は、緊急時の対応体制の整備、暑熱非順化者の把握、WBGT 値の実測に着目～

厚生労働省は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、陸災防を含む労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

●「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

- ・ポータルサイトポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」 (<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>)
- ・令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要及び実施要綱 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000900476.pdf>)

●受講料無料オンライン講習のご案内

「職場における熱中症予防対策」

- ・職場における熱中症の予防対策について専門講師が分かりやすく解説します！
- ・様々な講習がご自身のタイミングで視聴可能です。

プログラム

1. 熱中症が発生する原理と発生時の措置：11分29秒
2. 熱中症予防対策として有効な対策（管理者向け）：15分26秒
3. 熱中症予防対策として有効な対策（作業員向け）：11分34秒
4. WBGT指数計を用いた作業環境管理の方法について：12分27秒
5. 熱中症予防対策の好事例：5分52秒

オンライン講習動画は次のURLからご覧ください。

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/study2021/>

業種別労働災害発生状況（令和4年速報値）

令和4年3月7日現在

死亡災害								
	令和4年1～2月 [速報値]		令和3年1～2月 [速報値]		対前年比較		対平成29年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	128	100.0	90	100.0	38	42.2	-12	-8.6
製造業	33	25.8	17	18.9	16	94.1	3	10.0
建設業	34	26.6	36	40.0	-2	-5.6	-4	-10.5
交通運輸事業	1	0.8	0	0.0	1	-	-3	-75.0
陸上貨物運送事業	16	12.5	11	12.2	5	45.5	-1	-5.9

死傷災害								
	令和4年1～2月 [速報値]		令和3年1～2月 [速報値]		対前年比較		対平成29年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	16,500	100.0	13,626	100.0	2,874	21.1	5,691	52.7
製造業	2,878	17.4	2,723	20.0	155	5.7	390	15.7
建設業	1,825	11.1	1,497	11.0	328	21.9	455	33.2
交通運輸事業	477	2.9	329	2.4	148	45.0	140	41.5
陸上貨物運送事業	1,769	10.7	1,666	12.2	103	6.2	329	22.8

(注)平成29年は、第13次労働災害防止計画の基準年であるため、比較のため数値を掲載

事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和4年3月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	その他
令和4年1～2月	16	5	0	2	2	0	3	4	0	0
令和3年1～2月	11	2	0	2	1	3	0	3	0	0
対前年増減	5	3	0	0	1	-3	3	1	0	0

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和4年3月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他
令和4年1～2月	1,769	439	463	108	67	35	88	176	79	1	257	56
令和3年1～2月	1,666	479	412	99	67	43	77	146	89	1	227	26
対前年増減	103	-40	51	9	0	-8	11	30	-10	0	30	30

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所：厚生労働省

[死亡災害]

死亡災害は、前月から11人増加し、16人（前年同月比+5人）となった。事故の型別で見ると、「墜落・転落」が5人で、前年同月比+3人と死亡災害の中で最も多く発生している。次いで、昨年最も多く発生した「交通事故（道路）」が4人（前年同月比+1人）と依然高い水準が続いている。

[死傷災害]

死傷災害は、前月から1,093人増加し、1,769人（前年同月比+103人）となった。事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、「転倒」（+51人）、「動作の反動・無理な動作」（+30人）、「はさまれ・巻き込まれ」（+30人）が大きく増加している。一方で、死亡災害で最も多く発生した「墜落・転落」は-40人と大きく減少している。

陸運業 死亡災害の概要(令和4年2月)

令和4年3月7日現在
陸災防調べ

災害発生日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要
4年 2月 25日	交通事故(道路)	トラック	男性	58	貨物自動車運転者	14年	荷役作業	工場の前の坂道にて、被災者がトラックを停車して、車両の後方で荷卸し準備をしていたところ、同車両が後退してきて、後方に停車していた別のトラックとの間に挟まれたもの。なお、ギアはニュートラルに入っておりサイドブレーキはかかっていた。輪留めはなかった。
4年 2月 22日	墜落、転落	エレベータ、リフト	男性	56	作業員・技能者	14年	調査	被災者は、垂直搬送機の2階部分においてエラーが発生したと連絡を受けたため、原因を探るために垂直搬送機昇降路内部を事業場の2階フロアから目視にて確認していたところ、昇降路内部に墜落した(高さ約8m)。
4年 2月 9日	交通事故(道路)	トラック	男性	67	管理者	13年	軽貨物自動車の運転	物流拠点から倉庫に向けて、軽貨物自動車を運転し出発、市道を走行中、センターラインをはみ出し対向車と正面衝突し、外傷性ショックにより死亡した。
4年 2月 9日	はさまれ、巻き込まれ	トラック	男性	71	貨物自動車運転者	25年	車両の運転	被災者は、セメント運搬車の車体上においてセメントの積込作業を行っていた。墜落防止措置として、作業場所天井に設置された安全ブロックのフックを着用していた胴ベルト型墜落制止用器具のD環に装着していた。積込作業終了後、安全ブロックのフックを装着したまま車両に乗り込み、発車したため、墜落制止用器具で腹部を強く引っ張られる状態となり、腹部周辺の内臓を負傷した。
4年 2月 6日	交通事故(道路)	トラック	男性	68	貨物自動車運転者	41年	貨物自動車の運転	積荷の運送のため、大型トラックで国道を走行中、カーブを曲がり切れず反対車線にはみ出し、対向の大型トラックと正面衝突した。
4年 2月 5日	崩壊、倒壊	荷姿の物	男性	45	作業員・技能者	2年	出荷作業	フレキシブルコンテナを3～4段に積み重ねて保管している倉庫でフォークリフトを用いて製品の出荷作業を単独で行っていたが、最下段のフレキシブルコンテナが破れたため処置していた際、上段のフレキシブルコンテナが崩れて下敷きとなったものと推定される。
4年 2月 4日	崩壊、倒壊	荷姿の物	男性	28	貨物自動車運転者	7年	荷卸しの準備中	配送先において、2tトラックに積まれた荷(地盤の沈下防止に使用する樹脂製敷板、1枚当たり約21kg)が荷台内で複数枚倒れ、荷と荷台側面間にいた被災者が胸部を挟まれた状態で発見されたもの。
4年 2月 4日	はさまれ、巻き込まれ	その他の動力運搬機	男性	64	運転者	5年	ごみの収集作業	被災者は同僚と2名で、ごみの収集作業を行っていた。ごみ置場前の傾斜地に停車しておいた塵芥収集車が後退し始めたため、被災者は車両後方から塵芥収集車を支えようとしたが支えきれず、左後輪に轢かれ死亡したもの。
4年 2月 4日	墜落、転落	建築物、構築物	男性	56	貨物自動車運転者	22年	高速道路路肩を徒歩により移動中	被災者はトラックを運転して自動車道を走行中、前方を走行する車と激突することを防止するため、急ブレーキを踏みハンドルを右に切った際にトラックが横転した。被災者は後続を運転する人々に救出された後、緊急電話を使用するために、自動車道の路肩を徒歩により移動中、誤って側壁(高さ90cm)を乗り越え、高さ約12m下の地上に墜落した。
4年 1月 17日	交通事故(道路)	トラック	男性	51	貨物自動車運転者	53ヶ月	徒歩で移動中	徒歩で横断歩道を渡ろうとしたところトラックにはねられ死亡したもの。
4年 1月 15日	飛来、落下	トラック	男性	67	交通運輸業	11年	ミキサー車のオイル交換	工場内の車両整備ピットにおいて、ミキサー車のキャビン前傾させ、オイルエレメント交換作業を行っていた。被災者がミキサー車の下部に入り、エンジンオイルを抜き出す作業の際、他労働者に対し、エンジンをかけるよう指示したため、他労働者がエンジンをかけたところ、前進し始め、ミキサー車前輪がピットから1m下に落下し、被災者が下敷きとなり死亡したもの。

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります



第58回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 広島

開催日時 令和4年11月10日(木) 13:00~17:00（開場 12:00）
会場 広島市文化交流会館 広島文化学園 HBG ホール
（広島市中区加古町 3-3）



主催 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

編集後記

今号から表紙と目次を一新しました。表紙では、全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会の開催地の名所などを写真にて毎号紹介してまいります。今年度の大会開催地は広島県です。今月号は季節を感じていただくよう、桜と広島市の名所を表紙に選びました。皆様にとって親しみやすく手に取りやすい広報誌となりますよう、配信登録者の皆様へアンケートをお送りしましたので、是非ご意見をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

今月の表紙

三瀧寺多宝塔（広島県広島市）

広島市北西の三瀧山の谷間に位置する三瀧寺の境内にある多宝塔は、県の重要文化財になっています。塔内には国の重要文化財である木造阿弥陀如来坐像が安置されています。

陸運と安全衛生 2022年4月号 No.623

2022年4月10日発行

毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

安全衛生総合会館内

電話:03-3455-3857